

十六 ○田畑新開檢地位付之事

- ① 田畑新開ニ可相成場所訴出候節ハ、伺濟之上申付、開發出來之上、歛下三ヶ年差免、年季明之筋致檢地、町歩并御取箇相定候事、
- ② 檢地仕様左之通、
- ③ 所繪圖社繪圖案内帳番付帳野帳村方より爲差出候事、
- ④ 歩竿、一々五取法之村方ハ、長貳間四寸ニテ壹丈貳尺四寸、三五取之村方ハ、長貳間ニテ壹丈貳尺貳分之事、
- 但、竿之太サ一寸貳分廻り壹尺ツヽニ目を盛、且竿之跡先え焼印〔神宮本〕「吟味方ニテ」¹⁾いたし候節、御徒士目付立合〔神宮本〕「有之、米見差出候事」¹⁾之事、
- ⑤ 水繩能キ芋三ツくりニない、太サ筆之軸程ニいたし、長壹町、又ハ百間程ニ拵、壹間ツヽニない下ケ、拾間ニ色芋之鋼印付候事、
- ⑥ 目印四本能キ紙ニてさいはいを付、雨天ニは麻ニて付ヶ候事、
- ⑦ 檢地御役人郡奉行御用役御目付御代官貳人御勘定人壹人竿取米見兩人、竿打之改御足輕目付之事、
- ⑧ 案内之者、其村名主組頭并小百姓之内地所巧者成者を撰、四五人いだし、繩打初之場所考合可有之事、
- ⑨ 〔神宮本〕「一檢地前村境大通り致見分、繩付始之場所考合可有之事、」¹⁾
- ⑩ 竿打候節ハ、田畑之四隅え目印を立、豎横竿之出入を様し、或は繩張ニて歩面出入之損徳可相考事、
- ⑪ 竿打候節、畦引三尺可除之事、
- 但、中畦ハ不及除候、小區ハ相應ニ見計可除事、
- ⑫ 竿打之節、半間迄ニて尺寸は不及打候、尤豎横廣狹平均致候所は、尺迄用ひ、歩詰勘定四捨五入之事、
- ⑬ 山畑之檢地ハ、大躰下りニ打へし、尤細長キ場所ハ、眞中より登り下り兩方え打候事、
- ⑭ 堂宮寺院之類、高二難入方は、反別水帳之末外書ニ致置候事、
- ⑮ 墓所古塚土取場其外町離屋敷損馬捨場等ハ、繩入無之事、
- ⑯ 畑廻りニ桑漆之類、惣て役高二入候分ハ、畑歩除候事、
- ⑰ 屋敷構ハ四方壹間通り除候事、
- 但、軒并之小屋敷、場所相應ニ可除事、
- ⑱ 惣て道代は緩を付打候事、
- ⑲ 池沼原之類、新開ニ可相成場所ハ、竿入高二結ひ、地主をも取極置、開發手間を計、五七ヶ年之歛下可差免候事、
- ⑳ 田畑當分宜候共、後々惡敷、或は當分惡敷候共、末々宜敷可相成地所等、惣て考可有之事、
- ㉑ 檢地打始ハ、諸事吟味して歩面縮り、日を經、次第二緩ミ附候ニ付、其勘辦可有之候事、
- ㉒ 田畑之形品々限り無之候得共、大概十文字之歩積ニ成候様繩張して、捨步入歩之考合可有之事、
- ㉓ 竿打方、大躰豎横十文字ニ打、夫ニ難知分ハ、豎横之外

二入組之歩を別ニ打、假令歩面貳拾壹歩之處、豎五間横四間と野帳ニ記し、内壹歩ハ入歩と記候事、

②4 田畑之中、大成石木之類、又ハ川欠山崩等、惣て作付難成場所所有之候分ハ、水帳之末外書ニ其譯可記事、

②5 一區之竿打仕廻候得は、豎何間横何間地主何右衛門と板札ニ記し、奉行印形致し候て、田毎ニ建置候事、

但、檢地相濟候迄、札建置候事、

②6 田畑之間數野帳ニ記し候上、間數違、又は竿之延縮等管繩を以相改、其上野帳ニ役人押切印形致、村方え貸渡、若卒違書損等有之哉相糺可申出旨申渡、若違於有之は、再檢有之事、

②7 田畑之餘歩一割五分ニ限候事、

但、惡地等、故有之候場所ハ、貳割位も餘歩付候勘

定可有之事、

②8 土地之見様、陰陽を第一ニ見分ケ、草木之成長、土之輕重淺深、日向之善惡、旱損水損、或は用水掛ケ引之善惡、或ハ居村より遠近、或ハ鋤下中之立毛之様子等考合、地位付候事、

②9 野帳ニ字付致し、田畑長何間横何間地主何右衛門と記し、上中下之位、片假名ニテ合紋を付、一村打仕廻、地位相定候事、

③0 田畑位付ハ、大概上中下三段ニ候得共、別て能キ場所ハ上々田、其以下右ニ准し、石盛根取等は、上より大躰壹斗位ツヽ下ケ候得共、下々田以下之場所ハ、貳斗三升宛も品ニより下ケ候事、

屋敷年貢ハ、上畑并、又ハ上々畑ニ准し候事、

③1 石盛、上田壹反歩一坪ニ粃八合、此粃貳石四斗也、五合摺ニして米壹石貳斗、是え公納四ヲ懸ケ、四斗八升ニ成ル、又定法三五を以割り、石盛壹石三斗七升也、但、六斗以上ハ斗ニ入候ニ付、上田壹反歩之石盛壹石四斗ニ成候事、

但、五升以下ハ斗ニ不入候事、

③3 田上中下共、石盛之趣法、右ニ准候事、

③4 上田壹反歩永百三拾五文、

此粃三斗三升七合五夕、但、貳斗五升代、

右之永百三拾五文を四ニて割、米ニ成、又三五ニて割ハ、九斗六升と成、是壹石之石盛ニ成候事、

但、六升以上ハ斗ニ入候事、

③5 畑石盛、上中下共右ニ准し候事、

一 山草錢貳百五拾貫文、

右は、貳百五拾貫文を四ニて割ハ、六拾貳貫五百文ニ成、是え定法五ヲ懸ケて高三百拾貳石五斗ニ成候事、

③6 但、永壹貫文ニ付草高五石ニ定候故、五ヲ懸候義定法之事、

一 萱野錢三百貫文、

③7 右は、永三百貫文ヲ四ヲ以割、七拾五貫文と成、是え定法五ヲ懸て高三百七拾五石ニ成候事、

但、永壹貫文ニ付草高五石ニ定候仕法、右同例之事、

③8 一 村之田畑屋敷惣石盛寄候所ヲ以村高を定候事、

③9 一 水帳之書法、田畑豎横之間數町步地主名前銘々記、名所

④① 限二譯ケ、竿打之順ニ銘々書付いたし、末ニ檢地奉行下
 役竿取案内之者迄致印形、村方え相渡候事、
 ④② 地押仕形左之通、
 田畑川欠亡所起返し、難知又は位違ひ畝歩違ひ等有之節
 地押いたし、檢地帳え引合、違を改候之事、

| | |
|---------|----|
| 名所番付 | |
| 上田何反何畝歩 | 名主 |
| 何斗取 | 誰印 |
| | 地主 |
| | 誰印 |

右之通、反別ニ建札いたし候事、

④② 見分之節案内村役人共案内帳を持、番付順之通り呼上、
 建札え引合、其場ニて紙札取之候事、

但、一繩之内分ケ歩有之候ハ、何畝歩何番之内と
 記し、別札差出候事、

④③ 改相濟候得は、建札之裏え改之文字を記し、見分濟候迄
 爲建置候事、

④④ 川欠亡所之場所ハ、畝歩廣狹を計り、品ニより繩打いた
 し、立歸之有無相改、且前斷之通紙札取之、立歸有之候
 得は、其譯記し候事、

④⑤ 田を畑ニ直し、畑を田ニ直し、又ハ一區之内少々ツゝた
 り共直し候類ハ、竿入畝歩相改、御取箇改候事、
 但、田上中下共、畑成は畑之上中下ニ准し、畑上中
 下共ニ、田成は田之上中下ニ准し、御取箇改候事、

④⑥ 歩面之廣狹村高等ハ、改無之候事、
 ④⑦ 一村見分終て紙札を寄、調方左之通、
 田畑屋敷合何拾何町何反歩

内
 上田何町何反何畝歩

何町何反歩 本免何斗何升取
 何町何反歩 下免何斗取
 何町何反歩 畑成何斗取
 何畝何歩 川欠亡所永引

内
 中田何町何反歩

何町何反歩 本免何斗何升取
 何反何畝歩 下免何斗取
 何畝何歩 畑成何斗取
 何反何畝歩 川欠引

内
 下田何町何反歩

何町何反歩 本免何斗何升取
 何反何畝歩 下免何斗取
 何畝何歩 畑成何斗取
 何反何畝歩 永引

畑并屋敷地調方右同斷、
 右之通取調、檢地帳え引合、惣町歩并上中下位譯等相糺、

後々川欠永引之類ハ、御割付え引合相糺、立歸之有無位違
等間違を改直シ候事、

④8

一 田畑屋敷惣町歩位譯等一紙二認、檢地帳御割付引合せ、
差引過不足之調書、地押二罷出候御役人連名ニテ御月番
え申上候事、

1)

「郡方式」は郡方の式の意味で、横帳上下二冊、上は文政八年（一八二五）、下は文政七年として嶋方祐助の署名があるが、それが筆寫の時であらう。郡方役所の例規集で、司法、警察、財政等、いわゆる御仕置と地方じかたに關する事項を相當網羅的に、かつかなり體系的に列記してあり、全般的に幕府法の影響が強い。（中略）「郡方式」の成立は、同書中の年次から寛政九年（一七九七）以後であることは判るが、後述郡方役所の記録が焼失した寛政十年（一七九八）までの間には出來ていたのではないかとも想像される。（中略）なお神宮文庫本「郡方式」は東大本よりも後の寫本であり、取扱上の變更を記してある部分が見られるので、本卷ではこれを神宮本として註記し、異同を示した。（中略）平松義郎「藩法研究会（石井良助）編『藩法集5』諸藩（昭和39年、創文社）解題10頁～13頁・349頁～352頁（田畑新開檢地位付之事）

※

尚、本史料「郡方式」成立時の藩主は、上野国高崎八万二千石、譜代大河内松平家五代藩主の松平右京亮輝和（天明元（1781）年～寛政12（1800）年、美濃守・右京亮・右京大夫、大圓院。大河内松平家は代々幕府の要職にあり、輝和も奏者番・寺社奉行を歴任後、寛政10（1798）年12月～同12（1800）年9月まで大坂城代を務めた。）であり、当時、同藩の郡奉行を勤めたのが、かの『地方凡例録』を著した「大石猪十郎久敬」（「凡例録」全十一巻を著した寛政6（1794）年に歿している。）である。石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻（昭和39年、近藤出版社）解題1頁～同1頁、朝尾直弘|| 宇野俊一|| 田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）、藩法研究会（石井良助）編『藩法集5』諸藩（昭和39年、創文社）諸藩概説（平松義郎）22頁～24頁

※

右条目中の漢字（異体字）の一部を變更、或は改めた箇所がある。又、各条目前の符号（①～④8）は拙職が加入した。

※

平成二十二年五月三日 金子和也写